

指定通所介護事業所等で宿泊サービス事業を 実施している事業者等のみなさまへ

平成 27 年 7 月

広島県及び県内市町では、宿泊サービスの届出義務及び宿泊サービス実施中の事故についての報告義務等の条例の改正を行い、また、広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針、要綱及び要領(以下「指針等」という。)について一部改正を行いました(平成 27 年 7 月 30 日施行)

については、指定通所介護事業所等で宿泊サービスを実施している事業所又は 10 月 1 日までに開始を予定している事業所の設置者は、平成 27 年 9 月 30 日までに開始届を提出してください。(既に届出を行っている事業所については、添付書類は不要です。)

1 届出が必要な事業所

指定通所介護事業所等(指定通所介護事業所(介護予防も含む。))及び指定認知症対応型通所介護事業所(介護予防も含む。))のうち、次の3つのいずれかに該当する場合は届出が必要となります。

- (1) 指定通所介護事業所等の営業時間外に事業所の設備の一部を使用して、事業所の利用者に対して、宿泊サービスを提供する場合
 - (2) 指定通所介護事業所等と同一建物内の部屋等を使用して、事業所の利用者に対して、宿泊サービスを提供する場合
 - (3) 指定通所介護事業所等と同一敷地内の別の建物内の部屋等を使用して、事業所の利用者に対して、宿泊サービスを提供する場合
- ※ (2)、(3)については、有料老人ホーム等、他の制度に定められている部屋等を使用して、宿泊サービスを行う場合は除きます。

2 届出窓口

事業所の種類	事業所の所在地	届出窓口
指定通所 介護事業所 (介護予防も含む)	大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	広島県西部厚生環境事務所厚生課 〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68
	竹原市, 東広島市, 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所厚生課 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10
	三原市, 尾道市, 世羅町, 府中市, 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所厚生課 〒722-0002 尾道市古浜町 26-12
	庄原市	広島県北部厚生環境事務所厚生課 〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1
	広島市	広島市介護保険課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6-34
	福山市	福山市介護保険課 〒720-8501 福山市東桜町 3-5
	呉市	呉市福祉保健課 〒737-0041 呉市和庄 1-2-13
	三次市	三次市福祉保健部高齢者福祉課 〒728-8501 三次市十日市中 2 丁目 8 番 1 号
指定認知症対応型 通所介護事業所 (介護予防も含む) (※)	県内各市町	各市町介護保険担当課

(※)H28.4.1 からは地域密着通所介護も含む。